令和２年度　あきる野商工会

住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、管内住民の消費促進・住環境機能向上等の目的と管内建設業者等の振興を図るため、あきる野市または檜原村居住の方が**あきる野商工会会員事業者（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは対象外）**による個人住宅本体の修繕・改築における住宅長寿命化、外まわり・水回り等の改修工事等を行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

対象工事

◎住宅本体の修繕・改築、外壁修繕・塗り替え等による住宅の長寿命化、省エネ設備機器の導入、外まわり工事全般等による住環境機能の維持・向上等を目的とした工事。
◎令和２年７月１日（水）以降に、**申請をした後に工事着工し、**令和３年２月26日（金）までに工事完了届を提出できる工事。
◎工事着工前写真と工事施行中、工事完了後写真が、明確に比較できるよう適切な撮影写真・資料を提出できる工事。（工事前・施行中・完了後の写真を同位置・角度・距離で撮影ください）

助成金額

10万円以上（税別）の改修工事等に関して、見積額（税別）または工事完了後の支払額（税別）のいずれか少ない額の５％で、１世帯年１回限り、上限10万円（千円未満端数切捨て）

申請開始

令和２年７月１日（水）＊必ず工事着工前に申請。
＊申請手続は、先着順で受付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受付を終了いたします。

申請資格

申請日現在から引き続きあきる野市または檜原村に居住する個人で、住民税及び固定資産税を滞納していない方。
＊但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用はできません。

対象住宅

あきる野市民または檜原村民が居住する個人住宅

そ の 他

申請関係の詳細は、**必ず着工前にあきる野商工会へ**お問合せ下さい。
申請書類等につきましては、あきる野商工会窓口等で配布しています。

問合せ先

あきる野商工会　本所
あきる野市秋川１－８あきる野ルピア３階
ＴＥＬ　０４２－５５９－４５１１
（担当：石坂）

あきる野商工会　五日市支所
あきる野市五日市４１１市出張所２階
ＴＥＬ　０４２－５９６－２５１１
（担当：舩木）